

浜松市ヤングケアラー 相談窓口

話を聞いてほしい、家事を手伝ってほしい
いつでもご相談ください

ヤングケアラーとは

「家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされています。
(令和6年6月12日施行)



買い物・料理・掃除・洗濯をしている



幼い兄弟の世話をしている



障がいや病気のあ
る兄弟の世話や見
守りをしている



目を離せない家族
の見守りや声掛け
などをしている



日本語が第一言語では
ない家族の通院や手続きの
通訳をしている

相談内容に応じて、ヤングケアラーの負担が軽減
できるような支援を一緒に考えていきます。

(支援の例)

- ・家事を支援するヘルパー派遣
- ・通院時の外国語通訳支援など

話をきいてもらって、
少しすっきりしたの。

以前より元気
になったね。



相談方法はこちら

<電話相談>

専用ダイヤル

☎ **053-457-2040**

平日：8：30～17：00

<対面相談>

平日：8：30～17：00

(所在地) 〒430-0933

浜松市中央区鍛冶町 100-1 ザザシティ中央館5階

浜松市役所子育て支援課内

<メール相談>

相談専用フォームは
こちら



※メール相談のお返事は、数日かかることがあります。お急ぎの場合や詳しい相談をご希望の場合は、専用ダイヤルをご利用ください。

ホームページは
こちら



※ご不明な点等ございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先：浜松市役所 子育て支援課 (053-457-2793)